

# マイナンバー制度に関するお知らせ

平成 27 年 12 月

平成 28 年 1 月から、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）の施行に基づき、法定調書や申告書等の税分野での行政手続きのため、一部のお取引において、お客さまの「個人番号」・「法人番号」のご提示をお願いすることとなります。ご協力をお願いいたします。

## ○ 対象となる主なお取引

個人のお客さま	法人・団体のお客さま
出資金（年間配当金が 10 万円以上の場合）	出資金
投資信託・公共債（国債・地方債）	投資信託・公共債（国債・地方債）
特定口座・NISA 口座の開設	定期性預金・通知預金・定期積金
マル優・マル特	外国送金（支払・受取）
財形貯蓄非課税制度	
外国送金（支払・受取）	

## ○ ご提示いただく書類

	個人のお客さま	法人・団体のお客さま
マイナンバーの 確認書類	個人番号が記載された書類 ・個人番号カード ・通知カード 等	法人番号が記載された書類 ・法人番号通知書 ・その他法人番号が確認できる書類

+

+

本人確認書類	顔写真付きの本人確認書類 ・個人番号カード、運転免許証、旅券 等 ⇒ 顔写真が付いていない場合は、2 種類の 確認書類が必要です。 ※個人番号カードをご提示いただいた場合、その他の 本人確認書類は不要です。	法人の確認書類 ・登記簿謄本、印鑑証明書 等 ⇒ 6 ヶ月以内に作成された法人番号通知書を 提示していただいた場合は不要です。 ※法人代表者および取引担当者のマイナンバー（個人番号） は不要です。
--------	--	---

◇ 代理人さまがご来店の場合、以下の書類をご持参ください。

- 代理権の確認書類（法定代理人は戸籍謄本等の資格証明書、任意代理人は委任状）
- 代理人さまの本人確認書類
- ご本人さまの個人番号確認書類

- 当金庫では、法令等で定められた目的以外に、個人番号を利用することはありません。  
ご不明な事項は、お取引店または以下の相談窓口までご連絡ください。

### 【相談窓口】

津山信用金庫 経営管理部 コンプライアンス統括室

住 所：〒708-0022

津山市山下30-15

電話番号：(0868) 22-4124

F A X：(0868) 32-2958

Eメール：tsushin@mx1.tiki.ne.jp

受付時間：月曜日～金曜日（休日は除く）午前8時30分～午後5時

以 上